

## 平成26年度埼玉県中小企業外国出願支援事業<国補助事業>補助金 公募要項

### 1. 事業の目的

当事業は、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下、「公社」という。）が、優れた技術等を有し、かつ、それらを外国において広く活用しようとする埼玉県内中小企業者の外国出願を支援し、国際競争力の向上及び経営基盤の強化、海外市場への新たな参入や事業展開を促進することを目的としています。

### 2. 事業概要

#### (1) 申請資格

埼玉県内に本社または事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定された要件に該当する企業をいう。）及びそれらの中小企業者で構成されるグループでグループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの（以下「中小企業者等」という。）に申請資格があります。

※参考・中小企業支援法第2条に規定する中小企業者

製造業、建設業、運輸業等	資本金3億円以下又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
サービス業	資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
小売業	資本金5,000万円以下又は従業員50人以下

ただし、以下の中小企業者は除くものとする。

- ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）の所有に属している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が複数の大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）の所有に属している中小企業者
- ③役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者

#### (2) 補助対象となる出願等

- ①外国特許庁への出願（特許、実用新案、意匠、冒認対策商標を含む商標）が対象となります。
- ②外国特許庁への出願に要した費用の補助となります。
- ③当事業への申請段階において、日本国特許庁に特許、実用新案、意匠、商標の出願をしていることが条件となります。日本国特許庁に出願していない特許、実用新案、意匠、商標の出願は内容が類似のものであっても対象となりません。
- ④交付決定日以降、平成26年11月末日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了するものに限りします。
- ⑤外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願がともに申請者である中小企業者等の名義である出願が対象となります。

具体的には以下の出願が対象となります。

#### 1) 特許

- ・申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、交付決定日以降、平成26年11月末日までにパリ条約に基づく優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
- ・申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、交付決定日以降、平成26年11月末日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件  
※上記より「申請前に日本国特許庁に国内出願、受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願ともに完了している案件で、交付決定日以降、平成26年11月末日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件」も対象となります。
- ・申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、交付決定日以降、平成26年11月末日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

#### 2) 実用新案

- ・申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案出願を完了している案件で、交付決定日以降、平成26年11月末日までに優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件  
※実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許又は実用新案いずれの出願でも構いません。
- ・申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、交付決定日以降、平成26年11月末日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ・申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、交付決定日以降、平成26年11月末日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

#### 3) 意匠

- ・申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、交付決定日以降、平成26年11月末日までに優先権を主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件

#### 4) 商標（冒認対策商標含む）

- ・申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、交付決定日以降、平成26年11月末日までに外国特許庁に直接商標出願を行う案件（出願予定国での先行調査等で問題が無ければ、出願にあたって優先権主張の有無は問いません）。
- ・申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、交付決定日以降、平成26年11月末日までにマドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（マドプロ出願）を行う案件
- ・マドプロ出願における事後指定で、交付決定日以降、平成26年11月末日までに指定国や指定商品・役務を追加する案件  
※マドプロ出願における事後指定とは、国際登録後に、新たに「領域指定」として指定国又は指定商品・役務を追加することです。事後指定した案件については、事後指定日を新たな出願日とみなすことができるため、補助対象とすることができます。

※商標については、原則、日本国特許庁に出願している分類と同じ分類で外国出願するものが対象となります。外国出願の際に新たに分類を追加したものは、その追加分は認められません。ただし、ニース協定に加盟していない等で、日本と異なる商標の国際分類を使用している場合は、日本の分類と実質的に同様と認められれば、補助対象として構いません。

※商標の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している案件も対象となります（基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなします）。

※冒認対策商標とは、昨今、日本の地名のみならず、地域ブランドや企業ブランド等が、海外で第三者によって抜け駆け出願されるといった冒認出願問題が深刻化しております。当事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願」を冒認出願、その対策を目的とした外国への商標出願を「冒認対策商標」と定義付けしています。当事業では、通常の商標出願であれば外国での事業展開計画（なぜその出願国を選んだのか）についても求めるところですが、冒認対策商標については、事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、冒認出願対策の意思の確認のみで可となります。なお、冒認対策商標については、交付申請書の様式が様式第1-2となっておりますのでご注意ください。

### （3）補助対象経費

経費区分	内 容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

※1 交付決定日以降に支出した経費が補助対象となります。交付決定日より前に要した経費は補助対象となりません。

※2 外国語翻訳料は、弁理士に委託しない場合も補助対象となります。

※3 日本国内における消費税及び地方消費税は補助対象外となります。

※4 共同出願の場合には、支援対象企業の持ち分比率に応じた額（ただし、支援対象企業が負担した額の範囲内）が補助対象経費となります。

※5 日本国特許庁への出願に関する経費、PCT出願に要する経費等は対象外となります。

例えば、国内出願に要する経費、PCT出願に要する経費（国際出願手数料、取扱手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明書請求の費用、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等）、国際商標登録出願の日本国特許庁への手数料、国内出願及びPCT出願、国際商標登録出願に要する弁理士費用等は対象となりません。

※6 一度外国特許庁に出願手数料を支払った後、追加的に外国特許庁に支払う費用（出願に不備等があった場合の補正費用等）は対象となりません。

※7 国内代理人から国内又は海外の代理人等に再度出願手続きを委託し、当該事業者から実際の

出願国の現地代理人に出願を依頼するケースにおける当該仲介手数料の類は、直接各国の現地代理人に依頼すれば要しない費用であるため、原則対象となりません。ただし、当該国への出願をする際に、仲介業者を利用しないと出願が困難であるといった特段の事情がある場合（出願国が通常はあまり出願しないような途上国である等）には、仲介料を支払うことも可能です。この場合には、仲介業者を利用することとなった理由書等を提出していただきます。

※8 中国におけるPCT出願の国内移行期限は延長費を支払うことにより、延長することが可能ですが、通常の期間内に出願していれば発生しない費用であるため、当該費用を対象とする場合には、国内移行期限を延長することとなった理由書等を提出していただきます。

※9 PCT出願における国内移行時において、同時に補正を行う場合には、当該補正書類を外国特許庁に提出する際の費用も対象とします。

#### (4) 補助対象経費及び補助額の上限（補助率：補助対象経費の2分の1以内）

①補助額の上限は、合計300万円以内、1出願当たり特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標30万円となります。

②補助額の上限300万円以内において、同一企業（同一グループ）による複数の出願を補助対象とすることも可能です。

③国内出願と同一内容であれば、複数国への外国出願に要する費用も補助対象となります。

出願時期は、交付決定日以降、平成26年11月末日の範囲内であれば、時期が異なっても問題ありません（例：9月にアメリカ、10月に中国に出願など）。

④補助対象経費及び補助額の決定にあたっては、千円未満の端数は切り捨て処理をして交付決定し、審査委員会での審査結果、予算上の都合等により、申請額を減額して交付決定する場合があります。

⑤当事業で補助した金額と他の補助制度等を活用して補助を受けた部分（補助対象経費）が重複することによって、それぞれの補助金の合計金額が補助対象経費を上回ることはできません。また、同じ中小企業者等であっても、異なる外国出願である場合には問題ありません。

⑥平成25年度までに補助を受けた同一企業・同一出願について、平成26年度も選定の結果、再度補助を受けることは可能ですが、その場合でも1案件あたりの上限額は以前の支援年度とあわせて上記のとおりとなります。

なお、ここでいう同一出願で再度補助を受ける場合とは、例えば、年度をまたがり複数国の特許庁へ出願する場合です（日本国特許庁への基礎出願を1年目はA国とB国へ出願、2年目にC国とD国へ出願する等）。

⑦中小企業者等は外国出願が終了し、補助対象経費及び補助額が確定した後に、公社から中小企業者等に対して、「補助金額」をお支払します。

#### (5) 補足条件

①国内弁理士等（国内の弁理士業を開業していない者及び外国出願代行業者等も含む）の国内代理人に外国出願を依頼する場合は、国内代理人と中小企業者等との間で下記の提出書類にも記載の

とおり、様式第1-1または様式第1-2の別紙「協力承諾書」の提出をもって、協力関係を構築していただきます。

なお、国内弁理士等の国内代理人に外国出願を依頼しない場合（自ら現地代理人に依頼して外国出願を行う場合や代理人に依頼せずに自ら行うマドプロ出願の場合）は、「間接補助金交付申請書」の「13. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）」欄に「選任弁理士に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる」旨の記載（宣誓）をもって、「協力承諾書」の提出は不要です。

- ②別紙暴力団排除に関する誓約事項に該当しないことを様式第1-1または様式第1-2の「交付申請書」の提出をもって、誓約していただきます。
- ③この公募要項について解釈上疑義を生じた場合や公募要項に定めのない事項については、関東経済産業局との協議等の上決定します。
- ④事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力していただきます。

### 3. 応募手続き

#### (1) 公募期間

平成26年6月2日（月）～6月23日（月）17時まで【必着】

※持参する場合の受付時間は9時～17時まで（土日祝日及び平日12時～13時を除く）。

#### (2) 書類の提出

受付窓口 公益財団法人埼玉県産業振興公社

新産業振興部 産学・知財支援グループ 村上、塚田あて

〒338-0001

さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階

提出方法 以下(3)の提出書類をすべてそろえていただき、上記受付窓口へ持参又は郵送等により、公募期間内に提出してください。

なお、提出書類は採択・不採択にかかわらず返却いたしません。

#### (3) 提出書類

※特許、実用新案、意匠、商標により申請する場合（冒認対策商標以外）

- ①様式第1-1 平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業外国出願支援事業）間接補助金交付申請書（様式第1-1の別紙を含む）
- ②上記①で定める以下の書類（各1部）

##### 【法人】

- 1) 登記簿謄本の写し
- 2) 会社の事業概要（注1）
- 3) 役員等名簿（注2）
- 4) 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等
- 5) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類

- 6) 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3）
- 7) 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）
- 8) 先行技術調査等の結果（注4）
- 9) 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
- 10) 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し

**【個人事業者】**

- 1) 住民票の写し
- 2) 事業者の概要（注1）
- 3) 役員等名簿（注2）
- 4) 直近2年分の確定申告書の控え等
- 5) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
- 6) 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3）
- 7) 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）
- 8) 先行技術調査等の結果（注4）
- 9) 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
- 10) 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し

**【事業協同組合等】**

- 1) 定款
- 2) 役員等名簿（注2）
- 3) 組合員名簿
- 4) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
- 5) 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3）
- 6) 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）
- 7) 先行技術調査等の結果（注4）
- 8) 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
- 9) 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能です。

（注2）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載してください。

（注3）「見積書等の写し」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要です（翻訳

費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記してください）。

(注4) 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載してください。また、PCT出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能です。

#### ※冒認対策商標により申請する場合

- ①様式第1-2平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業外国出願支援事業）  
間接補助金交付申請書（様式第1-2の別紙を含む）
- ②上記①で定める以下の書類（各1部）

##### 【法人】

- 1) 登記簿謄本の写し
- 2) 会社の事業概要
- 3) 役員等名簿（注1）
- 4) 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等
- 5) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
- 6) 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注2）
- 7) 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）
- 8) 先行・類似調査の結果（注3）
- 9) 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
- 10) 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し

##### 【個人事業者】

- 1) 住民票の写し
- 2) 事業者の概要
- 3) 役員等名簿（注1）
- 4) 直近2年分の確定申告書の控え等
- 5) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
- 6) 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注2）
- 7) 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）
- 8) 先行・類似調査等の結果（注3）
- 9) 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
- 10) 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し

## 【事業協同組合等】

- 1) 定款
- 2) 役員等名簿（注1）
- 3) 組合員名簿
- 4) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
- 5) 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注2）
- 6) 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）
- 7) 先行・類似調査等の結果（注3）
- 8) 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
- 9) 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能です。

（注2）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載してください。

（注3）「見積書等の写し」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要です（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記してください）。

（注4）「先行・類似調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載してください。

## （4）申請書類の入手方法について

申請書の入手については、Eメールにて下記事項をご記入の上、お申し込みください。折り返し返信メール（添付ファイル）にて申請書類一式をお送りいたします。

### ①記入事項

- 1) 企業名
- 2) 担当者（部署名、氏名）
- 3) 住所
- 4) 電話番号
- 5) 外国出願の種類（特許、実用新案、意匠、商標、冒認商標）

※必ず「国補助」と明記してください。

### ②申込み・問合せ先

公益財団法人埼玉県産業振興公社

新産業振興部 産学・知財支援グループ 村上、塚田

〒338-0001 さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階



電話：048-621-7050

Eメール：chizai@saitama-j.or.jp

#### 4. 選考について

##### (1) 審査

会社が設置する審査委員会で選考の上、平成26年7月下旬頃に郵送にて審査結果を通知する予定です。

なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには、一切応じることはできませんので、予めご了承ください。

##### (2) 選考基準

- ①外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること。
- ②補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に当該権利を活用した事業展開を計画している又は商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等であること。
- ③申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等（PCT出願を含む。）を行っている出願であって、平成26年11月末日までに外国特許庁への出願を行う予定があること。また、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願については本国官庁への出願を行う前の案件であって、平成26年11月末日までに本国官庁への出願を行う予定があること。
- ④先行特許調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。
- ⑤外国出願、その後の権利維持や事業展開等に必要な経営基盤を有していること。

#### 5. 交付決定後の留意事項

- (1) 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (2) 事業完了後、実績報告書、出願の詳細がわかる書類の写し、経費の支出根拠となる書類の写し等を提出していただきます。
- (3) 会社は実績報告書、出願の詳細がわかる書類の写し、経費の支出根拠となる書類の写し等について、書類審査及び必要に応じて現地調査を行います。その結果、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、中小企業者等に通知します。補助の対象外である特許出願等と認められた場合、補助の対象外費用が含まれていた場合、出願の詳細がわかる書類及び経費の支出根拠となる書類等に不備が認められた場合、補助額の全額又は一部が対象外となります。したがって、交付決定した補助額について、必ずしも全額を支払うことを保証するものではありません。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存していただきます。
- (5) 補助が行われた外国出願について外国特許庁からの査定が出た後、中小企業者等から会社に対し、査定状況に関する報告書を提出していただきます。

- (6) 事業において権利化された後、当該権利が出願国において活用されることを前提としているため、特段の事情がない限り、補助事業者の承認を受けないで、中小企業者等が自ら当該外国出願自体を取下げ・放棄等することはできません。

## 6. 手続きの流れ

(※国内弁理士等国内代理人に外国出願を依頼する場合には、国内代理人と中小企業者等との間で協力承諾書の提出をもって、協力関係を構築)

①中小企業者等から公社へ応募

(平成26年6月2日～6月23日まで)

②審査会での審査を経て、採択された場合は、公社から中小企業者等へ交付決定の通知

(平成26年7月下旬頃)

③中小企業者等から国内代理人へ外国出願を依頼

④国内代理人から現地代理人へ外国出願を依頼し、出願

(平成26年11月末日まで)

⑤現地代理人から国内代理人へ出願費用を請求

⑥国内代理人から現地代理人へ出願費用を支払い

⑦国内代理人から中小企業者等へ出願費用を請求

⑧中小企業者等から国内代理人へ出願費用を支払い

⑨出願完了後、中小企業者等から公社へ実績報告書を提出

(30日以内または公社が定める締切日まで)

⑩実績報告書に基づき、公社が補助額・補助対象経費を確定し、中小企業者等に通知

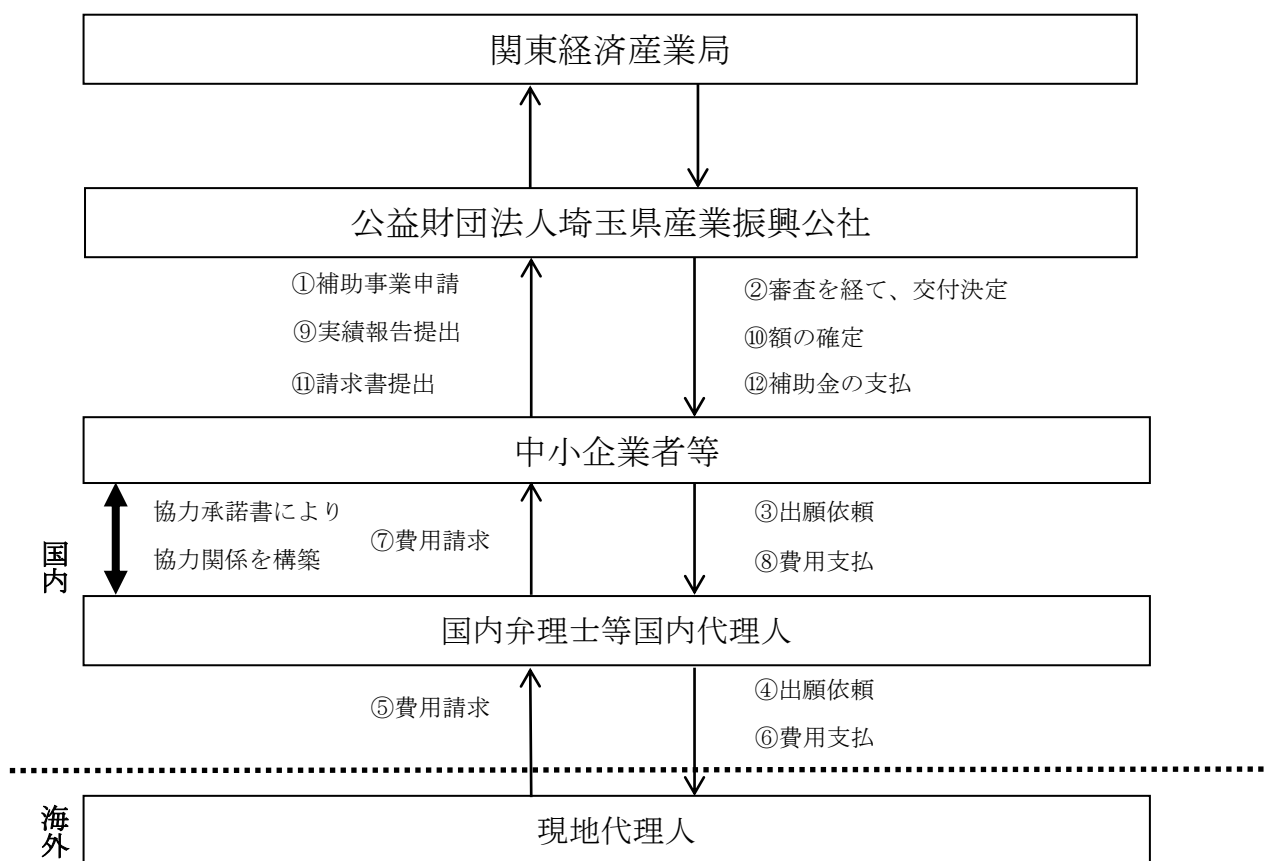
⑪中小企業者等から公社に対し、確定額が記載された精算払請求書を提出

⑫公社から中小企業者等に対して補助金の支払い

(平成27年3月末日まで)

(※補助が行われた外国出願に外国特許庁からの査定が出た場合には、中小企業者等から公社に対し、査定結果を報告するとともに、支援効果の確認を実施)

## 7. 事業のフロー



## 8. 問い合わせ先

公益財団法人埼玉県産業振興公社  
 新産業振興部 産学・知財支援グループ 村上、塚田  
 TEL : 048-621-7050  
 メール : chizai@saitama-j.or.jp